

協議第 8 8 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 確認

各種事務事業の取扱い（診療所(直営)）について

各種事務事業の取扱い（診療所(直営)）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	津市休日応急・夜間こども応急クリニック、国民健康保険(竹原)診療所については、現行のまま実施し、久居・一志地区休日応急診療所については、津市の例により実施する方向で調整する。
関係項目	診療所(直営)		

先進地事例

- 【篠山市】
診療所の取扱い 国民健康保険(直営)診療所は、現行のとおりとする。
- 【西東京市】
休日診療に関する事 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。
- 【大船渡市】
診療所の取扱い 国民健康保険(直営)診療所は、現行のとおりとする。

診療所の現況

診療所の名称	休日応急診療所		国民健康保険診療所	
	津市休日応急・夜間こども応急クリニック		久居・一志地区休日応急診療所	美杉村国民健康保険竹原診療所
所在地	津市西丸之内23番1号		久居市本町1400番地2	美杉村竹原2777番地
設置者	津市		久居地区広域衛生施設組合	美杉村
設置(目的)	休日や夜間の急病等に対して応急的な診療を行うため		休日において急病人の発生した場合に対処するため	国民健康保険事業を効果的に運営し、村民の健康保持に必要な医療を確保するため
診療日 診療時間	休日応急診療所 医科 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(1月1日を除く) 午前9時～午後5時 歯科 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(1月1日を除く) 午前9時～正午 1月2日、8月14、15日 午前9時～正午 12月31日 午前9時～午後4時	夜間こども応急クリニック 小児科 毎日 午後7時30分～11時30分	休日応急診療所 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、 1月2、3日及び12月30、31日 午前10時～午後4時	竹原診療所 土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く日 午前9時～午後3時
診療内容	内科・小児科・外科及び歯科		小児科のみ	内科及び小児科
			内科及び小児科	内科・外科・小児科及び心療内科